

2026年5月1日現在

帝塚山学院大学専門職大学院 教育課程連携協議会

設置

本学大学院専門職学位課程における教育課程の編成方針として、産業界等との連携による授業科目の開設や、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえた授業科目の開発、当該状況の変化に対応した教育課程の構成等の不断の見直し、そのための適切な体制の整備等を実施するために教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

	氏 名	所属等	備 考
1	村上 佳津美 氏	堺咲花病院 副院長	第2条（2）
2	橋村 匠 氏	橋村メンタルクリニック 院長	第2条（2）
3	西尾 宜精 氏	堺市教育委員会 教職員人事課	第2条（3）
4	小積 律子 氏	堺市子ども相談所一時保護所 主幹	第2条（3）
5	中川 利彦 氏	パークアベニュー法律事務所 代表弁護士	第2条（4）
6	大堀 彰子 氏	一般社団法人 大阪総合医学・教育研究会 理事長	第2条（4）
7	奥田 晃子 氏	元帝塚山学院大学 学長補佐	第2条（4）
8	西川 隆蔵	帝塚山学院大学 学長、大学院人間科学研究科長、教授	第2条（1）
9	中野 祐子	帝塚山学院大学大学院 臨床心理学専攻長、教授	第2条（1）
10	宮田 智基	帝塚山学院大学大学院 臨床心理学専攻教授 心理教育相談センター長	第2条（1）
11	澤田 悟	帝塚山学院大学 学長室長	第2条（1）

帝塚山学院大学大学院教育課程連携協議会規程

（構成員）

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- （1）学長又は大学院専門職学位課程（臨床心理学専攻）に置かれる研究科の長が指名する教員その他の職員
- （2）本学大学院専門職学位課程（臨床心理学専攻）に係る高度の専門性が求められる職業に就いている者（臨床心理士・公認心理師等）又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者
- （3）地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- （4）学長が必要と認める者

活動

帝塚山学院大学大学院教育課程連携協議会規程

（協議会の運営）

第5条 協議会は、学長の要請に応じて委員長が召集し議長となる。

- 2 協議会において検討されるべき事項について、少なくとも年1回は協議会を開催し、学長に報告するものとする。

※2025年度の開催実績

開 催：2026年2月11日（水・祝）13時～15時（対面及びZoomによるハイブリッド形式にて開催）
出 席：委員10名 オブザーバー（大学院教員）2名参加

- 議 題：1.臨床心理学専攻の教育概要説明
2.2025年度各種データの説明・意見聴取
3.活動トピックの報告
4.心理教育相談センター及び学内・学外実習報告と説明・意見聴取
5.就職に向けた支援・就職関連データの報告と説明
6.意見交換